

JCAA仲裁規則の改正： 迅速仲裁手続の適用範囲の拡大及 び新たな仲裁人選任規則の制定

一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）は、商事仲裁規則における迅速仲裁手続に関する規定を改正するとともに、新たな仲裁人選任規則を制定しました（いずれも2021年7月1日施行）。¹ 中でも、迅速仲裁手続の適用基準額が5,000万円から3億円に引き上げられたことにより、日本関連の紛争において、日本企業及び外国当事者にとって重要な仲裁機関の一つとしてJCAAの地位を強化することが期待されます。²

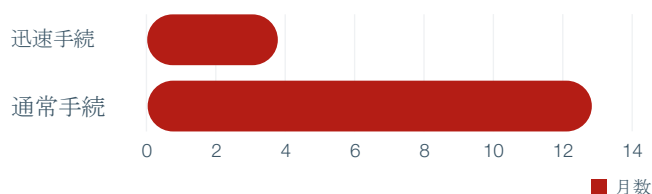
JCAA は現在、以下の三つの異なる規則の下で仲裁を取り扱っています。³

- UNCITRAL仲裁規則（2010年最終改正）最も広く利用されるアドホック仲裁（非機関仲裁）用の規則であり、JCAAのUNCITRAL仲裁管理規則がこれを補完します。⁴
- JCAAの以下の二つの仲裁規則（ともに今回の改正以前は2019年に最終改正）
 - 商事仲裁規則 国際仲裁における現在の「ベスト・プラクティス」を概ね反映しており、迅速仲裁手続、緊急仲裁人による手続、多数当事者・複数の契約に関する仲裁に対応する規定及び仲裁人による補助者の指名に関する明確な手続などを含む特徴を備えています。
 - インタラクティブ仲裁規則 手続の早い段階で当事者の意見を明確にし、重要な争点を特定することや、証拠尋問の前に暫定的な見解を当事者に対して提示することを仲裁廷に求めるなど、仲裁廷が積極的に手続を管理するよう促すことで、より大陸法的な手法を取り入れています。

迅速仲裁手続の改正

現在、迅速仲裁手続は世界の主要な仲裁機関の仲裁規則において一般的となっています。迅速仲裁手続を採用することにより、多くの場合、通常の仲裁手続に比べ、比較的低額で単純な紛争を短期間で解決することが可能になります。過去10年間にJCAAが取り扱った仲裁事件では、仲裁廷成立から仲裁判断までの平均期間は、迅速仲裁手続においては3.5か月であり、通常手続における12.8か月の3分の1未満でした。⁵

仲裁廷成立から仲裁判断までの平均期間



1 <https://www.jcaa.or.jp/news/?mode=show&seq=201>
 2 https://www.jcaa.or.jp/files/news_attach/detail_attach00000201-27.pdf
 3 <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/rules.html>
 4 https://www.jcaa.or.jp/en/common/pdf/arbitration/UNCITRAL_Arbitration_Rules2021.docx
 5 JCAA 仲裁規則の改正及び仲裁人選任規則の制定について（2021年7月1日施行）
 (https://www.jcaa.or.jp/files/news_attach/detail_attach00000201-27.pdf で閲覧可能)

JCAAの迅速仲裁手続に関する今回の主な改正点は、以下のとおりです。

- 紛争金額（請求、反対請求及び相殺の抗弁の総額）が3億円（約273万米ドル）以下の仲裁事件が迅速仲裁手続の適用対象となりました。これは、従来の上限額であった5,000万円（約454,000米ドル）からは大幅な引き上げですが、なおアジア太平洋地域の他の主要な仲裁機関における迅速仲裁手続の上限額をわずかに下回っています。例えば、ICC規則に基づく現在の上限は300万米ドル、SIAC規則では600万シンガポールドル（約443万米ドル）です。
- 当事者は、紛争金額にかかわらず、迅速仲裁手続に基づいて仲裁を実施することに合意することもできます。
- JCAA規則はこれまで、当事者が仲裁合意において仲裁人の数を3人とすることに合意した場合には（紛争金額が規則の上限額の範囲内であっても）迅速仲裁手続の適用を除外していましたが、この適用除外が削除されました。これは、ICC規則、HKIAC管理仲裁規則及びSIAC規則などで採用されている手法に沿ったものです。
- 迅速仲裁手続により実施される仲裁については、当事者が仲裁人の数を3人とすることに合意しない限り、仲裁人は1人とされます。ただし、JCAAは、紛争金額、事案の複雑性その他の事情に鑑み、仲裁人の数を1人とする合意をすることを当事者に勧めることができます。
- JCAAは、迅速仲裁手続と相容れない規定が当事者間の合意に含まれている場合など、迅速仲裁手続を適用することが明らかに不相当であると認める場合には、迅速仲裁手続を適用しないことができます。
- 被申立人が相殺反対請求又は相殺の抗弁を提出することができる期限が、（被申立人が仲裁申立ての通知を受領したときから）2週間から4週間に延長されました。
- 迅速仲裁手続において仲裁廷が仲裁判断を下す期限が、（仲裁廷成立日から）3か月から6か月に延長されました。ただし、紛争金額が5,000万円以下の場合には、仲裁廷は、（仲裁廷成立日から）3か月以内に仲裁判断を下すよう努めなければなりません。
- 従前の迅速仲裁手続と同様に、仲裁は書面によってのみ行われますが、仲裁廷は、当事者の意見を聴いた上、審問が必要であると判断した場合には審問を行うことができま

す。また、仲裁廷は、全当事者が審問を行うことに合意した場合には、審問を行うものとされます。この点に関し、従前の迅速仲裁手続に実質的な変更はありません。

500万円未満の少額請求に係る管理料金の改定

JCAAは、500万円未満の請求に関する管理料金を、50万円から、請求金額又は請求の経済的価値の10パーセントに改定しました。500万円未満の少額事件における管理料金を減額し、仲裁の利用を促進することを目的としています。

仲裁人選任規則の制定

JCAAは初めて、仲裁人選任規則を制定しました。仲裁人選任規則は、当事者が、①1人もしくは複数人の仲裁人の選任機関としてJCAAを指定する場合、又は②仲裁人選任規則を適用することに合意した場合に、JCAAが仲裁人を選任する手続を定めています。仲裁人選任規則は、UNCITRAL仲裁規則、商事仲裁規則又はインタラクティブ仲裁規則（仲裁人選任に関する個別の規定を含みます。）に基づきJCAAが取り扱う仲裁には適用されません。

JCAAは、これまでアドホック仲裁で仲裁人の選任機関として機能することは可能でしたが、仲裁人選任規則は、仲裁人選任の手続と費用に確実性と明確性を与え、JCAA管理下でない仲裁において、より多くの当事者がJCAAを仲裁人選任機関として指定することを促すものと思われます。

結語

外国弁護士が代理人となることが認められる日本における国際仲裁事件の範囲を拡大した「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の最近の改正（[Japan eases restrictions on foreign lawyers](#)）とあいまって、JCAA規則の改正は、アジアにおける主要な仲裁地としての日本の地位を向上させる歓迎すべき動向といえることができます。

連絡先



Sheila Ahuja
Partner – Singapore
Tel +65 6671 6095
sheila.ahuja@allenoverly.com



Tokutaka Ito
Partner – Tokyo
Tel +81 3 6438 5046
tokutaka.ito@allenoverly.com



John Rainbird
Counsel – Singapore
Tel +65 6671 6097
john.rainbird@allenoverly.com



Cheryl Teo
Senior Associate – Singapore
Tel +65 6671 6167
cheryl.teo@allenoverly.com